

懲戒規程

(2021年3月25日)

公益社団法人 日本損害鑑定協会

懲戒規程

目 次

第1条（懲戒対象となる行為）	1
第2条（懲戒処分の形式）	1
第3条（事実の調査と弁明の機会）	1
第4条（処分等の通知）	1
第5条（不服の申立て）	1

懲戒規程

第1条（懲戒対象となる行為）

本会の会員の資質を高度に保つため、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会は理事会の決議を経て当該会員に対し本規程に定める懲戒処分を行う。

- （1）本会の定款または倫理規程・行動規範ならびに刑事法規に反する行為
- （2）本会の名誉又は信用を毀損し、その他会員としての品位を損なう行為をしたとき。
- （3）その他、理事会が客観的に考慮して必要不可欠、かつ、妥当と判断した場合。

第2条（懲戒処分の形式）

会員の懲戒対象となる行為を認定した場合、理事会は本会定款の第35条に定める権限ならびに本懲戒規程第3条及び第4条に定める手続きに従って、当該会員に対して次の処分を行う。

- （1）本会名による口頭または文書での改善勧告（訓告）
- （2）本会名による文書での嚴重注意（戒告）
- （3）本会における会員活動の停止（1ヶ月以上2年以下の期間）
なお、会員としての身分は保有するが、会員としての権利の行使を全て認めない。
- （4）退会の勧告
- （5）本会の定款第11条に基づく除名の請求

第3条（事実の調査と弁明の機会）

理事会は、懲戒処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正かつ中立に行うとともに、当該会員の弁明を聴取する等反証の機会を与えなければならない。

2 理事会は必要に応じ顧問弁護士を含む懲戒委員会を招集し、当該事案を審議する。懲戒委員会の審議・判断結果は、理事会に報告され、審議のうえ決議される。

3 懲戒処分に関する理事会の審議、決議には、懲戒対象となる行為を行なった者は参加、関与できない。

第4条（処分等の通知）

理事会は、会員に対する処分を行った場合には、その内容を速やかに文書で当該会員に通知しなければならない。

なお、受領を拒む等通知が困難なときは届出済みの住所宛に発送することで済むものとする。

2 理事会は、会員に対して処分を行った場合には、理事会の判断により会員総会に報告する場合がある。

3 理事会は、懲戒対象となった行為の再発防止のための対策を講じなければならない。

第5条（不服の申立て）

懲戒処分を受けた会員は、理事会に対して不服の申立てをすることができる。

2 不服の申立ては、懲戒処分の特定及び不服の理由を記載した文書をもって行わなければならない。

3 不服の申立ては、懲戒処分が第4条に定める通知がなされた日から14日以内に発信しなければならない。

4 理事会は、不服の申立てを受けたときには速やかに審査を行い、文書で回答しなければならない。

5 不服の申立てを行った会員は、同一事案について重ねて不服を申し立てることはできない。

6 理事会は、不服の申立てに対する審査により懲戒処分を変更した場合、その変更を会員総会に報告する場合がある。